

令和4年度 全国、地区RYLA委員長等会議議案

令和4年5月21日

於 鳥取 ホテル・ニューオータニ

議案

- ①次年度全国RYLA研究会開催地区決定の件
- ②全国RYLA連絡会（仮称）設置の件
- ③全国RYLA連絡会規約制定の件

全国 R Y L A 連絡会設置の趣旨（案）

全国 R Y L A 研究会は今年度で第 1 4 回を迎えますが、形式的には毎回ある地区が偶々に行っていることになっており、毎年度開催についての継続性は保障されていません。

同じ R I プログラムである青少年交換の場合には、多地区合同プログラムとして章典上の根拠をもって R I J Y E M が様々な事務手続をとっており、プログラムの継続性について問題は生じません。

そこで、R Y L A 活動においても、特に全国研究会を軸として、少なくとも事務連絡を取り合う機能を持つ活動体があるのが望ましいのではないかと考え、今回の連絡会設置の提案を行うものです。

連絡会設置に当たっては、緩やかにせよルールを決めておくのが望ましいと考え、簡潔な規約案も作成致しました。

連絡会の参加は、勿論、義務的なものではなく、各地区の判断にお任せすることになります。連絡会の設置と規約の制定が認められましたら、今回の全国研究会終了後、各地区に連絡会参加の要請をし、漸次活動を進めてゆくことになると思います。

これ迄にも青少年交換だけではなく、米山記念奨学につきましても全国組織がありますが、全国 R Y L A 連絡会は、全国 R Y L A 研究会開催についての事務連絡を中心として、その他の R Y L A 活動について、全国の各地区間での情報交換の場であり、各地区が任意に集合したものという性格を持つものであります。

以上、全国 R Y L A 連絡会設立の趣旨を申し上げます。何卒御理解のうえ、御賛同頂きたくお願い申し上げます。

以上

令和 4 年 5 月 2 1 日

担当者は地区 o r 実行委員長 o r その他

全国RYLA連絡会 規約（案）

2022. 5. 21

R I D 2 6 8 0 第 1 4 回 全 国 R Y L A 研 究 会 地 区 実 行 委 員 会

文 責 委 員 長 黒 田 建 一

1. (目的)

本会は、国際ロータリーの内日本国の各地区（以下、単に「各地区」という）のRYLA関連委員会の連絡網を形成し、RYLA研究会（以下、「研究会」という）の発展に資することを目的とする。

2. (研究会)

各地区のRYLAセミナーを中心とするRYLA活動の情報を相互に交換する為、原則として毎年度1回全国RYLA研究会を開催する。

3. (開催主体)

(1) 研究会は地区毎に開催する。

但し、複数の地区の共同開催を妨げない。

(2) 開催地区は開催年度（期間はロータリー年度と同じ）期間中、本会の事務局としての役割を果たす。

4. (研究会の内容)

(1) 研究会の内容はロータリー章典の趣旨に沿って開催地区が決定する。

(2) 前項の「内容」にはプログラムの策定、活動組織体の設立等、研究会開催に必要な事項を含む。

5. (プログラムの継続性)

研究会開催地区は、プログラムの決定にあたり、前年度を始め過去の研究会の成果を尊重する。

6. (実行委員会)

(1) 開催地区は、研究会の開催にあたり実行委員会を設置し、研究会のプログラムの立案をし、必要に応じ他地区に連絡をする。

(2) 実行委員会の設立については全国レベルと地区レベルとを別組織とすることができる。

(3) 全国レベルの実行委員会の設立にあたり、本連絡会は、日本国内選出の現R I 理事、R I 理事会理事経験者への協力を要請する。

7. (ロータリーファミリー)

- (1) 研究会開催に当り、RYLA学友会、ローターアクト等ロータリーファミリーの参加が奨励される。
- (2) ロータリーファミリーが参加したときは、充分の危機管理態勢が義務付けられる。

8. (委員長会議)

研究会プログラムの一部に各地区の青少年奉仕委員長、RYLA委員長、もしくはその他の青少年活動関連委員長による委員長会議の開催を含むものとする。

9. (会議開催方法)

委員長会議の議長は原則として開催地区から選出する。

但し、必要のあるときには開催地区は、地区を問わず副議長その他の役員を選出することができる。

10. (議案)

- (1) 議案の内には次年度開催地区の決定が含まれるものとする。
- (2) 次年度開催地区について、開催地区には、全国レベル実行委員会、他地区と協力して、事前に立候補地区の有無を調査することが望まれる。

11. (議決)

議決の決定は出席地区毎に一票とし、その過半数の支持を必要とする。

12. (運営委員会)

- (1) 本規約で定める研究会以外の業務を遂行する為、本会に運営委員会を設置する。
- (2) 委員会の年度は毎年7月1日から翌年6月30日迄とする。
- (3) 運営委員会の委員は、本会に参加する地区が地区毎に1名を選任する。
- (4) 委員の任期は地区毎に定める。
- (5) 運営委員会の委員長は、原則として研究会を開催する地区の委員とする。
- (6) 委員長は、毎年度運営委員会の役員5名程度を選任する。
- (7) 運営委員会はその運営について、運営委員会規則を設けることができる。

13. (RIJYEM)

本会は、各地区間の連絡についてRIJYEMに協力を求めて、相互に協働

し、その連絡体制の維持に努める。

14. (その他の全国的活動)

各地区がRYLA活動について全国レベルでの活動を行うときは、本会の関与を求めることが奨励される。

15. (規約の変更)

- (1) 各地区は、必要があると認める時は、本規約について変更を求めることができる。
- (2) 本規約の変更については、事前に発議の上委員長会議において審議し、出席委員長（各地区1票とする）の3分の2以上の支持があったとき可決されるものとする。

以上